令和3年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省3-(20))

施策名	法務行政における国際協力の推進
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
政策体系上 の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 (VI-14-(2))
達成すべき 目標	・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	・アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判・犯罪者処遇等の実務運用の不備等により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れにより円滑な市場経済化が阻害されている国が多く見られ、持続可能な開発目標(SDGs)を達成するため、これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズはますます高まっている。 そのため、刑事司法分野については、犯罪予防、捜査・公判、犯罪者の処遇等を効果的に実施するための法制度及び法執行能力を整備するための支援(キャパシティ・ビルディング支援)が重要である。 ・また、法制度整備支援については、支援対象国における民主化の促進や「法の支配」の定着とともに、貿易・投資環境の整備など、我が国にとっての外交面や経済面での戦略的な視点の重要性が指摘され、我が国の各種政府方針において法制度整備支援の活用が盛り込まれている。
る内閣の重要	○G8司法・内務大臣会議総括宣言(平成20年6月11日~13日東京会議)*1 ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言(平成20年6月11日~13日東京会議)*2 ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)*3 ○法制度整備支援に関する基本方針(平成25年5月改訂)*4 ○インフラシステム輸出戦略(令和2年7月9日改訂)*5 第2章-2-(3)① インフラ海外展開のためのビジネス環境整備 ○成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)*6 6-(2)x)②ア) インフラシステム輸出の拡大 ○経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)*7 第3章-5-(2) 国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力 ○知的財産推進計画2019(令和元年6月21日知的財産戦略本部決定)*8 (附表)「工程表「知的財産推進計画2017からの継続項目」-19及び99 ○開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)*9 Ⅱ-(1)-イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ○日メコン協力のための東京戦略2018(平成30年10月9日採択)*10 Ⅱ-B. 4 法律及び司法協力

測定指標	甘淮		施策の進捗状況(目標)
测 上 担 惊	基準	基準年度	2年度~5年度
1 国連アジア極東犯罪防止研修 所を通じた国際研修の実施状 況	ı	_	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

刑事司法実務家の能力を向上させ、各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るためには、国際連 合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し、我が国、諸外国、国際機関等の知 見・経験を共有することが重要である。そこで、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施 状況」を測定指標とし、国際研修に関する下記参考指標の実績値などを分析し、目標達成度合いを検証する こととした。

また、研修内容やプログラムを充実させるためには、国際会議への参加を通じて最新の国際的動向の情報 を積極的に収集することが重要である。さらに、国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関(P NI)を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家とのネットワークを維持強化することも必要不

そこで、研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として、国際会議への参加回数・参加人 数を掲げることとした。

	策の進捗ង	犬況(実績	責)					
元年度					2 4	丰度		
日本を含む45の国と地域から、175名の刑事司法実務家を招へいし、計9回の国際研修・セミナー等を実施した。特に、東南アジア諸国にフォーカスしたものとりでは、東南アジア11か国から刑事司法・汚職対策の実務家を招へいし、日本の法務総合研究所国際法務総合センターにおいて、「第13回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催した。なお、国際会議には、16の会議に34名が参加した。			限 りン法 れレに なでン研参国犯版状国 スにまたスよなどはう修加の罪す況際東に係た第)るおかなイ修者汚者るを研専関る。1にも、らしこ了延贈処と	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以いの域: 養児 終い口票/ に オ名削に かくない をに 罪場 こ者 及 リョロー をびる 邦の いと 国 ロー をびる 邦の のび ピョローをびる がる りょう ・しょ チョウ ・しょ チョウ ・しょ チョウ ・しょ チョウ ・しょ チョウ ・カー の おき しき ア 開 こうごう ・カー しょう ・カー の おき しき ア 開 こうごう ・カー は ア は ア は ア は ア は ア は ア は ア は ア は ア は	発動全対一たで削しの足考に於っ惟技養削実拡を日象及。は事た会度指対加プし援研事演大行程とび 、司ほ議評標す番プた対究司)につオしネ 本法かに呼ばるが、エほりにない。 カギャー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	たンたパ 「邦会 21頁直喬ジビか国告制でラグー」に議才名目接正16ナーの書度にイッル お(ンがが該保名一東刑(にいかりを)、「南事2係)では、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「大学」の書き、「東京・大学」の書き、「おいまり、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「東京・大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「大学」の書き、「おいまり、「大学」の書き、「大学」の書、「大学」の書、「大学」の書	形・の て都イ加なすに及全ア司冊る式ガ刑 開コンしるる係び3ジ法)オーにバ事 催ン形たこもる国回ア及をンよナ司 さグ式。との才際,諸び出デー
3 年度					4 1	手度		
A + 1/2			:	年度ごとの	の実績値			
· 一	参考指標 27年度 28年度				元年度	2年度	3年度	4年度
		<u> </u>	l				$\overline{}$	_

国際研修の実施件数(回)	10	11	11	10	9	2	
国際研修への参加人数(人)	193	218	205	180	175	26	
国際研修参加者の研修に対する満 足度	別紙1のとおり						
国際会議への参加回数(回)	16	23	26	15	16	6	
国際会議への参加人数(人)	27	34	45	36	34	54	

測定指標	基準		施策の進捗状況(目標)
测 上 指 惊	基 华	基準年度	2年度~5年度
2 支援対象国に対する法制度整 備支援の実施状況	_	_	法制度整備支援に関する国際研修,諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて,支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るため には、当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催 することが適当である。また,法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには,諸外国の法制 等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて,支援対象国との円滑な意思疎通を図り,より積極的 かつ効果的な活動を可能とするためには、支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さ らには、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業 等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し、かつ発展させることが不可欠である。

そこで、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定し、下記参考指標の実 績値等を分析することにより,支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを 評価する。

施策の進捗状況(実績)

元年度 支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する 目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム、カンボジ により、多数の研修等が中止又は延期を余儀なくさ ア等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担 れたが、ウェブ会議システムを活用したオンライン 当者や法律実務家等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施しており、例えば、インドネ シアにおいては、法制執務資料が作成された。また、 令和元年度は、多様な紛争解決手段を提供する訴訟 外紛争解決手続(ADR)や当該手続に必要な調停 人育成等をテーマとしてミャンマー、ベトナム、バングラデシュを対象に研修を行い、各国の経済発展 により増加が見込まれる紛争を迅速に解決するため の知見を提供するなど、状況に応じて幅広い活動を 行った。 各研修では、専門家による講義、研修参加者によ る発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施 し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者 の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

新型コロナウイルス感染拡大による海外渡航等制限 セミナーや共同研究を実施することで支援対象国ご との実情やニーズに沿った支援活動を行った。

2 年度

令和2年度は、ベトナムの法規範文書制度の質及 びその効果的な執行の向上を目的として、5か年計 画の新規活動プロジェクトを開始した。

各研修では、法令等の起草・改正に関与するほか、 執務参考資料を作成するなどの幅広い活動を通じて 各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知 識の習得や経験等の共有に貢献した。

	3 年度				4 年度					
参考指	標	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4 年度	
国際研修の実施件数	数 (回)	11	16	14	12	14	11			
国際研修への参加。	人数(人)	162	237	206	176	218	259			
国際研修参加者の研修に対する満 別紙2のとお			2のとお	り(アン・	ケート調査	査を実施で	できたもの	ののみ計」	Ł)	
法制度整備支援に		13	16	26	40	45	0			
	法制度整備支援に関する諸外国か らの研究員の招へい人数(人)		31	46	48	29	0			
法制度整備支援に関する専門家の派	依頼件数(回)	22	35	21	16	25	0			
遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数 には、同一専門家に対 し、派遣期間の延長依 頼があった件数を含む。	派遣件数(回)	23	33	22	15	20	0			
法制度整備支援に関する専門家の派	依頼人数(人)	30	41	28	18	29	0			
遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数 は延べ人数である。	派遣人数(人)	31	39	29	17	23	0			
国際専門家会議の問	開催回数(回)	1	1	1	1	1	0			
国際専門家会議への	の参加人数(人)	176	164	159	178	112	0			

達成手段	3 年度 当初	関連 する			
(開始年度)	30年度	元年度	2 年度	予算額	指標
①国際連合に協力して行う国際協力 の推進(昭和36年度)	126百万円 (108百万円)	122 百万円	1		
達		令和3年	行政事業 事業番号		
国連と日本国政府との協定により記し、各国から捜査・検察・裁判・矯正		00	70		

・刑事司法分野の研修・セミナーを実施する。また、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家

を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて、参加者の能力向上、各国刑事司法の健全な発展、 各国カウンターパート間のネットワーク強化を図る。

達成手段	3年度	関連する			
(開始年度)	30年度	元年度	2 年度	予算額	指標
②開発途上国に対する法制度整備支援の推進(平成7年度)	176百万円 (140百万円)	180百万円 (130百万円)	142百万円 (46百万円)	183 百万円	2
達			行政事業 事業番号		
・相手国の要請やその実情に応じて、 支援、法の執行機関の強化を含む法制				00	71

の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、 専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として,我が国・相手国での研究会等の開催, 専門家の派遣・招へいなどを行う。

・アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度 の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国における法の支配の確立と 健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国 際社会の平和と安全に貢献する。

施策の予算額・執行額		予算額計(執行額)		3年度
	30年度	元年度	2年度	当初予算額
他東の プ昇級・ 執 仃額	302百万円 (248百万円)	313百万円 (240百万円)	331百万円 (97百万円)	305百万円

*1 「G8司法·内務大臣会議総括宣言」(平成20年6月11日~13日東京会議)

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てると ともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法 執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性について も議論した。〈中略〉我々は,適切な二国間,地域間又は多国間のチャネルを通じて,我々の権限の範囲内の 支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」(平成20年6月11日~13日東京会 議)

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執 行,検察,裁判,弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に 鑑み,我々はここに,適切な二国間,地域間又は多国間のチャネルを通じて,我々の権限の範囲内の支援を 提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事 司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針」(平成25年5月改訂)

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助(ODA)大綱、ODA中期政策等に基づき、(1)自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、(2)持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、(3)我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化、(4)日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境整備、(5)ガバナンス強化を通じた我が国の経済協力の有効性の向上と国際開発目標達成への寄与といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

*5 「インフラシステム輸出戦略」(令和2年7月9日改訂)

「インフラ海外展開のためのビジネス環境整備」の取組として、「二国間協議等を通じ、法制度、インフラ関連制度、ファイナンス制度等、インフラビジネスの基礎となるビジネス環境を整備するため、日本人専門家派遣や研修等を通じた人材育成支援等を強化する。」とされている。

*6 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)

成長戦略フォローアップにおける鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として「相手国における法制度・規制の整備や、防災やデジタル技術等、我が国が優位な分野や将来性ある分野の国際標準の普及等を戦略的に推進する」とされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)

国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力の取組として、法制度整備支援がその重要な柱の1つとなる「「司法外交」を一層推進」するとされている。

*8 「知的財産推進計画2019」(令和元年6月21日知的財産戦略本部決定)

我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組の一つとして、「成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」こととされているほか、海外における正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組の一つとして、「海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う」こととされている。

*9 「開発協力大綱」(平成27年2月10日閣議決定)

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*10 「日メコン協力のための東京戦略2018」(平成30年10月9日採択)

東京にて開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指	標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
研修参加人数		218	205	180	175	26
質問	回答区分※3	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	非常に役立った。	74.8%(163人)	73.7%(151人)	79.2%(141人)	73.4%(127人)	50.0% (13人)
	役立った。	24.8% (54人)	26.3% (54人)	19.7% (35人)	25.4% (44人)	19.2% (5人)
全体として、各種講義は 新しい知識の習得に役 立ったか。※1	どちらとも言えない。	0.5% (1人)	0% (0人)	0% (0人)	1.2% (2人)	0% (0人)
	役立たなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く役立たなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	無回答※4	0% (0人)	0% (0人)	2.2% (4人)	0% (0人)	30.8% (8人)
	非常に有益であった。	72.6%(143人)	70.4%(131人)	77.5%(124人)	68.4% (104人)	_
	有益であった。	23.9% (47人)	26.3% (49人)	21.3% (34人)	29.6% (45人)	_
全体として, 刑事司法関 係施設の見学は有益で	どちらとも言えない。	2.5% (5人)	3.2% (6人)	0% (0人)	0.7% (1人)	_
あったか。※2	有益ではなかった。	1.0% (2人)	0.5% (1人)	0% (0人)	0% (0人)	_
	全く有益ではなかった。	0% (0人)	0%(0人)	0% (0人)	0% (0人)	_
	無回答※4	0% (0人)	0.5% (1人)	2.5% (4人)	1.3% (2人)	_
	非常に役立った。	75. 4% (153人)	70.3%(130人)	66.5% (103人)	64.9% (98人)	28.6% (4人)
	役立った。	24.1% (49人)	27.6% (51人)	28.4% (44人)	32.5% (49人)	50.0% (7人)
グループワークは課題の 認識と今後の取組の方向	どちらとも言えない。	0.5%(1人)	1.6% (3人)	1.3% (2人)	1.3% (2人)	0% (0人)
性の共有に役立ったか。 ※3	役立たなかった。	0% (0人)	0.5% (1人)	0.6% (1人)	1.3% (2人)	0% (0人)
	全く役立たなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	無回答※4	0% (0人)	0.5% (1人)	2.6% (4人)	0% (0人)	21.4% (3人)
	非常に有益であった。	74.8%(163人)	78.5% (161人)	78.1%(139人)	77.1%(135人)	38.5% (10人)
スジザ教室も名用名加名	有益であった。	23.9%(52人)	21.5% (44人)	20.8% (37人)	22.9% (40人)	26.9% (7人)
アジ研教官や各国参加者 との意見交換及び交流は	どちらとも言えない。	0.9%(2人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	3.8% (1人)
有益であったか。	有益ではなかった。	0.5%(1人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	全く有益ではなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
	無回答※4	0% (0人)	0% (0人)	2.2% (4人)	0% (0人)	30.8% (8人)
	非常に有益であった。	75.7% (165人)	79.5% (163人)	79.2% (143人)	74.3%(130人)	34.6% (9人)
	有益であった。	22.9% (50人)	19.0% (39人)	18.0% (32人)	24.6% (43人)	34.6% (9人)
この研修に参加したことは、 自国の刑事司法の発	どちらとも言えない。	1.4%(3人)	1.5% (3人)	0.6% (1人)	0.6% (1人)	0% (0人)
展に有益であったか。	有益ではなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0.6% (1人)	0% (0人)
	全く有益ではなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)
ツィーザナケーマいわい	無回答※4	0% (0人)	0% (0人)	2.2% (4人)	0% (0人)	30.8% (8人)

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
研修参加人数	237	206	176	218	21
アンケート回収数	237	204	174	187	5
アンケート回収率	100. 0%	99. 0%	98. 9%	85. 8%	23. 8%

質問	回答区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	十分理解できた。	-	_	75.6%(133人)	66.3% (124人)	40.0%(2人)
	概ね理解できた。	-	-	22.7% (40人)	32.1% (60人)	60.0%(3人)
研修内容を理解できたか	どちらとも言えない。	-	-	0.6%(1人)	1.6% (3人)	0%(0人)
	あまり理解できなかった。	-	-	0% (0人)	0% (0人)	0%(0人)
	ほとんど理解できなかった。	-	-	0% (0人)	0% (0人)	0%(0人)
	多くの知識を習得できた。	74.7%(177人)	71.1%(145人)	76.6%(135人)	78.6%(147人)	60.0%(3人)
	習得できた。	25.3% (60人)	28.9% (59人)	21.0% (37人)	20.3% (38人)	40.0%(2人)
新しい知識を習得したか	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	1.1% (2人)	0.5% (1人)	0%(0人)
AND OF MARKE ENTRY	習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0%(0人)
	全く習得できなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0%(0人)
	(無回答)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0.5% (1人)	0%(0人)
	すぐに役立つものであった。	-	-	31.3% (55人)	41.7% (78人)	60.0%(3人)
	応用すれば役立つものであった。	-	-	55.7% (98人)	46.5% (87人)	0%(0人)
自身又は所属組織の業務に	将来的には役立つものであった。	-	-	14.2%(25人)	21.4% (40人)	20.0%(1人)
役立つものだったか※	どちらとも言えない。	-	-	0% (0人)	0% (0人)	20.0%(1人)
	将来的にも役立つものではなかった。	-	-	0% (0人)	0% (0人)	0%(0人)
	(無回答)	-	-	0.6%(1人)	0.5% (1人)	0%(0人)
	大変有意義であった。	77.6%(184人)	76.5% (156人)	80.7%(142人)	80.7%(151人)	60.0%(3人)
	有意義であった。	21.9% (52人)	23.5% (48人)	17.6% (31人)	18.7% (35人)	20.0%(1人)
研修が有意義であったか 研修が有意義であったか	どちらとも言えない。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	20.0%(1人)
	有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0%(0人)
	全く有意義でなかった。	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0% (0人)	0%(0人)
	(無回答)	0.5%(1人)	0% (0人)	0.6% (1人)	0.5% (1人)	0%(0人)

^{※「}自身又は所属組織の業務に役立つものだったか」については、複数回答している者がいるため、合計人数が異なる。